

# □エリアデザイン・マネジメント／単体から集団へ 新宿区・四谷若葉地区【2棟連結増殖型共同建替え】の計画から事業実施まで



密集市街地のエリアデザインの事例である。

【社会的・地域的背景】

○江戸時代形成された長屋による市街地に現代の建築基準法が適応せず、幅員2m前後の通路沿いに、不適な手段で密集化が進んだ。  
○地域特性にそった、「新たな建替えのルール」が求められた。  
○都心部でありながら、狭小な居住スペースのため、若い世代の流出が進み、高齢化が進み、商店の閉鎖が多くなり、下町的コミュニティの継続が危ぶまれていた。



【地域特性】

- ・東側と西側を5mから10mの高さの崖に挟まれた南北方向の谷地
- ・中央に若葉通り（幅員5mから8m）
- ・平均敷地規模 約50㎡ 接道不良建物 80%以上
- ・道路率 約6% 地道距離幅員2m前後（通路と42条2項道路）
- ・緑化率 0% 多くは鉄筋え
- ・江戸時代の区画を継続する現在の公園



【市街再生方針検討：地域特性の分析】

- 個別更新や共同化更新による可能性をスタディ分析  
→「狭小敷地」を「2m前後の道路の拡幅」と「斜線制限」から更新のメリットなし
- 住環境の構造の分析（個々の日照条件、街区の日照条件等）  
→狭小住宅の日影規制の限界 街区では、道路空間から日影確保
- 社会的要因分析  
→一路地ごとのコミュニティが強い、代々居住継続、若者の地区外流出で高齢化率が高い。建築や印刷関係の職人が多い。崖上は、寺や高級住宅街で、対照的に崖下は、四谷に位置しながら、土地建物の市場競争が弱く、近隣販賣の傾向強く低価格、近隣マンションが単価よりも土地の平均価格のほうが安価な状況。
- 住民参加による再生方法の検討  
→住民協力で、地域生活情報を収集し、専門的分析も加えて、独自の街カルチャーの作成。  
勉強会、ワークショップ、イベント、他地区見学会、バザー（活動資金）の開催
- まちづくり普及活動  
→若葉通りの拡幅と建物高さの実験イベント、まちづくり計画のビデオの作成、子どもと親の参加行事、町のアイデンティティづくり

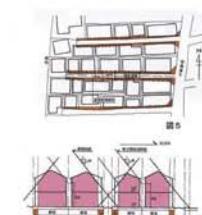


図6. 6階建ての法規制での戸別建物と連絡橋と斜線制限で現存する店舗の確保の困難となる。

既存の住宅の状況は問題がない。しかし、ここで2階に上がると、玄関に舟形がある事などである。

図7. 8階建ての法規制での現存のまま、日影規制の限界となる10m未満T字の立地

図8. 8階建ての法規制での現存のまま、日影規制の限界となる10m未満T字の立地

図5. 6階建ての法規制での戸別建物と連絡橋と斜線制限で現存する店舗の確保の困難となる。

既存の住宅の状況は問題がない。しかし、ここで2階に上がると、玄関に舟形がある事などである。

図7. 8階建ての法規制での現存のまま、日影規制の限界となる10m未満T字の立地

図8. 8階建ての法規制での現存のまま、日影規制の限界となる10m未満T字の立地



図10 住民で街区を分けて、まちのまちづくりの実験



図11 (左) 通路規制の実験

図12 (右) 風景で道路の拡幅状況や建物の高さの確認

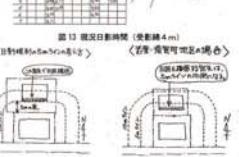
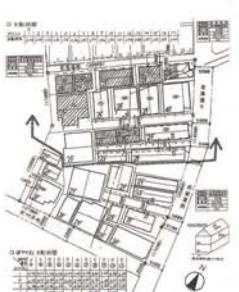


図14 地面遮蔽による日影規制の効果

【住環境確保の考え方】

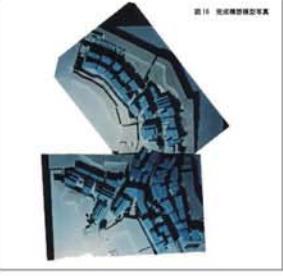
→住宅系用途地区で、高地度地区的廃止・日影規制を撤廃した整備計画の事例は無かったが、図示するように、日影規制で、小規模敷地市街地の場合には、通路や道路などの空間によって日影は確保されていた。

→最高高さの指標・壁面後退により空地を確保し、採光と通風による住環境確保に替えた。建物相互の影響をスタディすることで、最高高さを定めた。壁面の位置は、崖沿いを、崖の高さと安全性を6mとした。

→1階部分は車道と歩道の幅員をあわせ12mの空間を確保するように条例化することとした。

→当時は後退部分の工作物の設置や地表面の連続性を地区画面で定めることができなかったことから、まちづくり協力基準に定めることとした。

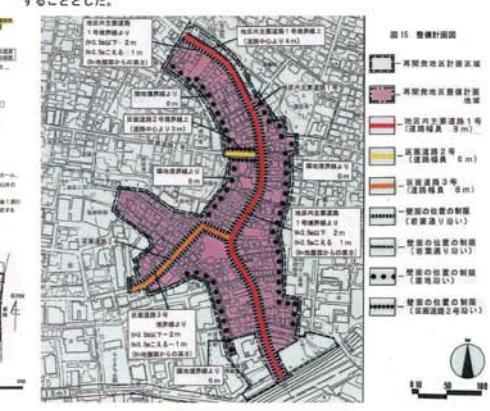
→街並み推進型地区計画や基準法第52条第12項の緩和につながる



【路地を単位にした小規模連鎖型共同建替えを「2棟連結増殖型共同建替え」と名づけた】

→一路地コミュニティで共同化の意向をまとめて、安心して居住継続できる事業参加の状況をつくり、事業権を抑えつつ、市場性のある適正な建替え規模を確保する。敷地規模約800m<sup>2</sup>から1500m<sup>2</sup>となる。

→工事期間を抑え、仮入居期間を2年以内にすることで、居住継続を図る。→東西方向の路地地盤に南北方向に連続させる建替えとすることで、日影規制と高地度地区的廃止を行い、地域で連続する空地を生み出し、採光、日影、通風空間を確保することとした。



## 地域の文脈

## エリアマネジメント

## エリアデザイン

## 共同建替の事例

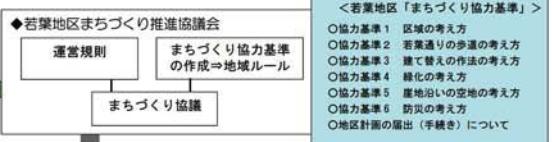
旧再開発地区計画と整備計画の建築条件化に加えて、法規制の対象にはならないが、若葉地区のまちづくりを実現するために「まちづくり協力基準」を定め、さらに、地域で建替えの協議等を運用する組織を設立した。

【地区計画に加えて、二棟連結型共同建替えを推進するための取組み】

(1)『まちづくり協力基準』の作成（地域ルール）

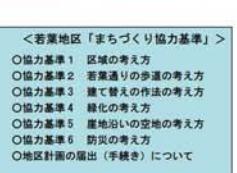
(2)『若葉地区まちづくり推進協議会』の設立（平成9年3月）

（若葉地区的計画づくりに参加したまちづくり協議会委員をもとに、）  
町長・商店会長等を加えたメンバー構成



地区計画  
⇒法規制  
協議結果の届出

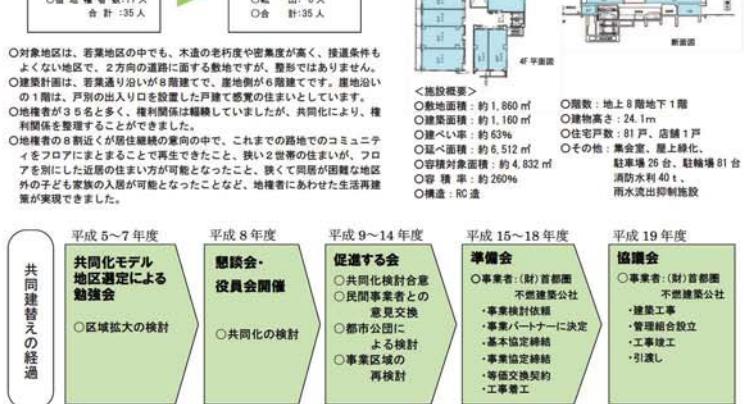
+ まちづくり  
協力基準



### 【まちづくり協議の具体的な項目】



### 【若葉3-2地区共同建替事業】<建替え前>



### <建替え後> ライトコート四谷（平成20年3月竣工）

